

令和 5 年 12 月 8 日

保護者 様

原村教育委員会

令和 6 年度 学童クラブ入所申請について

令和 6 年度に学童クラブの利用を希望する方は、入所申請書・就労証明書をご提出ください。

〆切 令和 6 年 1 月 15 日 (月) 17 時

4 月からご利用希望の方は〆切を守ってご提出いただいた方を優先しますので、〆切を過ぎての提出は、空きがない限り学年・理由を問わず不許可となります。(※学童クラブは年度の途中でも申請が可能です。空き状況については教育委員会事務局にお問い合わせください。)

就労証明書等が間に合わない場合は、必ず期限までにご連絡ください。

★学童クラブとは、保護者の就労等により家庭が留守となる児童について、生活指導を行うとともに、児童の保護と健全な育成をすることです。

① 入所できる対象児童の定員は、学校登校日、休業日ともに 95 名です。

(希望者が多い場合には 1～3 年生を優先とさせていただきます。必要性の高い順から入所許可となり、場合によっては受け入れができない場合もありますのでご承知おきください。)

4 年生以上のお子さんの利用について

主な目的が養育のため、希望人数が定員を越した場合には低学年のお子さんを優先的に受け入れています。4 年生以上のお子さんについては、お留守番ができないか・お子さん自身が学童の利用を希望しているか、ご家庭でお話しをしてください。

② 開所日：学校登校日・夏季休業日・年末年始休業日・年度末休業日・計画休業日

閉所日：土日祝日、集団下校訓練日、土曜参観日、お盆、運動会、年末年始、入学式前日など

③ 申請種別等 ※工作材料費は年度途中で退所しても返金できませんのでご了承ください。

※保育料とは別に、年間保険料 800 円がかかります。

	登校日	学校休業日 (夏休みなどの長期休業日・計画休業日)
	登校日学童	休業日学童
保育料等 ※別途保険料 800 円	工作材料費 1,500 円/年 保育料 3,000 円/月 (8・3 月半額)	工作材料費 2,500 円/年 保育料 600 円/日
利用上限	なし	なし
開設時間	放課後～午後 6 時 30 分	午前 8 時～午後 6 時 30 分

○ 入所審査について

- ・締め切り後審査をし、2月中に入所可否を通知します。
- ・繰り返しになりますが、1～3年生を優先して許可します。留守番が難しいと思われるためです。4～6年生については、以下の基準で審査し、必要度が高い順から許可とします。

※1～3年生でも、両親の就労状況によっては不許可となる場合があります。

1. 学年：4年生＞5年生＞6年生

2. 両親の就労状況：勤務終了時間、勤務地から原村までの移動に必要な時間など。就労証明書に記載のある時間以上に勤務をしている場合は、「入所児童に対して保育ができない理由・状況」欄に詳細を記載してください。

3. 障がいなどの特別な理由の有無

4. 家庭状況：両親以外の家族の有無、留守家庭になるかどうか
入所の公平を期するため、以下の入所基準をもとに審査させていただきます。

確認方法	設問内容	
入所調査	村内に祖父母がいない（介護が必要な場合はいないとする）	
入所調査	村内に祖父母がいるが就労している。	
就労証明書	週の勤務時間数(単位：時間)	10時間未満
		10時間以上～15時間未満
		15時間以上～20時間未満
		20時間以上～25時間未満
		25時間以上～30時間未満
		30時間以上～35時間未満
		35時間以上～40時間未満
		40時間以上
入所調査	終業または退社後の平均的なお迎え予定時間 (利用時間)	～15：00
		15：00～15：30
		15：30～16：00
		16：00～16：30
		16：30～17：00
		17：00～17：30
		17：30～18：00
		18：00～18：30
入所調査	ひとり親家庭・両親ともいない	
入所調査	障がい・入院・出産等特段の事由	
入所調査	その他特段の事由がある。	
学校名簿	新1年	
	新2年	
	新3年	
	新4年以上	
求職活動支援機関利用証明	就職を目的に活動を行っている。(有効3か月間)	

証明に必要な書類一覧

保育を必要とする理由	必要書類	
	名称	添付書類等
就労 (常勤・パート・アルバイト・内職)	就労証明書 (ホームページからダウンロードして記載してもらおうよう就労先に依頼してください。)	勤務先での証明が必要
就労(自営業・農業・内職)		勤務先(事業主)の証明に加え、前年の事業主の確定申告書又は住民税申告書の写し。新たに起業される場合のみ就労状況申告書を添付。
妊娠・出産	保育を必要とする 状況申告書	母子手帳の写し
保護者の疾病・障がい		身体障害手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し 療育手帳の写し 診断書等
同居親族の介護・看護		介護保険証の写し 身体障害者手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し 療育手帳の写し等
就学		在学証明書
災害復旧		罹災証明書
求職活動(3か月が上限) 今年度求職中の方は継続不可		求職活動支援機関 利用証明書

※父と母の両方に、いずれかの書類が必要です。

※ホームページまたはLogoフォームからダウンロードできます。

申請方法

(事前準備)

フォームの上部また、原村ホームページに「就労証明書」の様式があります。

提出方法は、①写真を添付 又は ②郵送又は窓口持込み

①で提出する場合は、フォームを開く前に写真を撮っておいてください。

<手順>

2次元コードを読み取りフォームを開いて入力・送信してください。



(又は)

<https://logoform.jp/f/FZogu>

※送信後の修正は教育総務係に電話で連絡をしてください。

紙で申請する場合(ご自身の端末から申請が難しい場合、スマホ以外の方など、必要な方はご利用ください)

<手順>

原村ホームページからダウンロードするか、原村中央公民館窓口にお越しください。必要書類をお渡しします。

提出は、郵送又は窓口へ直接持ち込んでください。

窓口開設時間 平日 8:30 から 17:15 ※土曜、日曜、祝日等、中央公民館閉館時は以下の場所にある水色のポストへ入れてください。

☞ 書類受付専用 ポスト
(24時間365日OK)



倉庫

柱

中央公民館 入口

原村教育委員会事務局
子ども課 教育総務係
(課長)百瀬 則夫 (担当)関 未季
電話 0266-79-7920